業務管理体制の整備に関する一般検査自己点検表

【島根県大田市】

事業者(法人)名称	社会福祉法人　〇〇					
事業所名称等	指定特定相談支援事業	指定の有無	有り	指定障害児相談支援事業	指定の有無	有り
	事業所番号	事業所名称		事業所番号	事業所名称	
	1234567890	相談支援事業所〇〇		1234569870	相談支援事業所〇〇	

チェック項目	確認結果	備考
1　方針策定		
(1)法令遵守責任者を選任し届け出ていますか(法の区分ごとに、業務管理体制の整備に関する届出をしていますか)。		障害者総合支援法第51条の31第2項第2号(指定特定相談支援)、児童福祉法第24条の38第2項第2号(指定障害児相談)に該当する場合は市町村に届け出る必要があります。**届出されていない場合は速やかに届出をお願いします。** なお、当市における届出先は、高齢・障がい福祉課です。
①障害者総合支援法第51条の31**〔届出書を確認します〕** 届出日　：〇年〇月〇日、職名：〇〇、氏名：〇〇　××　(選択)	(選択)	
②児童福祉法第24条の38**〔届出書を確認します〕** 届出日　：〇年〇月〇日、職名：〇〇、氏名：〇〇　××　(選択)	(選択)	
(2)法令遵守について方針を定めていますか。 方針名等：〇〇(〇年〇月〇日策定)	(選択)	定めている場合、その名称や定めた年月日をご記入ください
(3)法令遵守について定めた方針を職員に周知していますか。 周知方法：(記入例「社内報による周知」)	(選択)	
2　内部規定・組織体制の整備		
(1)法令遵守責任者の役割や業務内容を定めていますか。 定めの名称：〇〇(〇年〇月〇日策定)	(選択)	定めている場合、その名称や定めた年月日をご記入ください
(2)選任された法令遵守責任者を職員に周知していますか。 周知方法　：(記入例「社内報による周知」)	(選択)	
(3)事業所が提供しているサービスの実施内容について、法令に基づき適正に提供されていることを確認していますか。(確認内容の例：人員配置基準を満たしているか、定員は遵守されているか、設備基準は確保されているか、必要な計画・記録は作成されているか　など)	(選択)	
(4)各事業所に、毎日従業者の人員を確認させ、定期的に報告を求める等をして、人員を確保していますか。	(選択)	
(5)各事業所の人員が不足したとき又は不足するおそれのあるときは、人員について権限のある部署に報告させ、人員を確保していますか。	(選択)	

業務管理体制の整備に関する一般検査自己点検表

【島根県大田市】

事業者(法人)名称	社会福祉法人　〇〇					
事業所名称等	指定特定相談支援事業	指定の有無	有り	指定障害児相談支援事業	指定の有無	有り
	事業所番号	事業所名称		事業所番号	事業所名称	
	1234567890	相談支援事業所〇〇		1234569870	相談支援事業所〇〇	

チェック項目	確認結果	備考
(6)各事業所に、毎日利用者数を確認させ、定期的に報告を求める等をして、届け出られた定員を超えないように管理していますか。	(選択)	
(7)各事業所の設備基準の遵守について、常に管理していますか。	(選択)	
(8)虐待防止及び身体拘束抑制について、従業者に周知し、研修等を行っていますか。		
①周知 周知方法：（記入例「社内報による周知」）	(選択)	
②研修 研修実績：〇年度実績　〇回(〇/〇、×/×など、実施年月日を記入してください)	(選択)	研修については、直近年度の実施回数や実施日をご記入ください
(9)介護給付費等の請求について、法令に基づき適正な請求であるか確認をしていますか。	(選択)	
(10)内部通報や事故報告があった場合、原因を把握し、改善を図るなどの対策がとられていますか。	(選択)	
(11)利用者から相談や苦情があった場合、法令等に違反すると思われる事項について法令遵守責任者に報告し、対策がとられていますか。	(選択)	
(12)法令等の遵守について、研修を行っていますか。 実施状況：(記入例「外部研修『〇〇』(〇/〇受講)を受講し、後に法人内部での伝達研修を実施(×/×実施))	(選択)	研修の実施状況をご記入ください
(13)行政や関係団体から関連情報を収集し、事業所（職員）へ周知していますか。また、適宜、既存資料の内容の改定を行っていますか。	(選択)	
3　運用状況の評価・改善活動の状況		
(1)経営者が、法令等遵守の実施状況を把握・分析し、問題点があればその原因を検証していますか。	(選択)	
(2)経営者が、３(1)の検証結果に基づき、改善計画を策定し改善を実施していますか。	(選択)	
4　法令遵守規程（届出事業所数20以上のみ記入）		

業務管理体制の整備に関する一般検査自己点検表

【島根県大田市】

事業者(法人)名称	社会福祉法人　〇〇					
事業所名称等	指定特定相談支援事業	指定の有無	有り	指定障害児相談支援事業	指定の有無	有り
	事業所番号	事業所名称		事業所番号	事業所名称	
	1234567890	相談支援事業所〇〇		1234569870	相談支援事業所〇〇	

チェック項目	確認結果	備考
(1)法令遵守規程（マニュアル）を作成していますか。 規程等名称：〇〇(〇年〇月〇日作成)	(選択)	４については、業務管理体制の整備に関する届出に係る届事業所数が20未満の事業者は記載不要です
(2)法令遵守規程（マニュアル）について定めた規程を職員に周知していますか。 周知方法　：（例「社内報による周知」）	(選択)	
５　業務執行の状況の監査（届出事業所数100以上のみ記入）		
(1)内部監査の対象となる項目及び実施手順等を定めた要領等を作成していますか。 要領等名称：〇〇(〇年〇月〇日作成)	(選択)	５については、業務管理体制の整備に関する届出に係る届事業所数が100未満の事業者は記載不要です
(2)内部監査計画を策定していますか。 計画作成日：〇年〇月〇日	(選択)	
(3)業務執行の状況の監査を定期的に実施していますか。 直近実施日：〇年〇月〇日	(選択)	

業務管理体制の整備に関する一般検査自己点検表

【島根県大田市】

事業者(法人)名称	社会福祉法人　〇〇					
事業所名称等	指定特定相談支援事業	指定の有無	有り	指定障害児相談支援事業	指定の有無	有り
	事業所番号	事業所名称		事業所番号	事業所名称	
	1234567890	相談支援事業所〇〇		1234569870	相談支援事業所〇〇	

チェック項目	確認結果	備考

【参考】指定相談支援事業者(障害者総合支援法)、指定障害児相談支援事業者(児童福祉法)に係る業務管理体制の整備等

障害者総合支援法第51条の31
(業務管理体制の整備等)
第五十一条の三十一　指定相談支援事業者は、第五十一条の二十二第三項に規定する義務の履行が確保されるよう、主務省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。
２　指定相談支援事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、主務省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。
一　次号から第五号までに掲げる指定相談支援事業者以外の指定相談支援事業者　都道府県知事
二　特定相談支援事業のみを行う指定特定相談支援事業者であって、当該指定に係る事業所が一の市町村の区域に所在するもの　市町村長
三　当該指定に係る事業所が一の指定都市の区域に所在する指定相談支援事業者(前号に掲げるものを除く。)　指定都市の長
四　当該指定に係る事業所が一の中核市の区域に所在する指定相談支援事業者(第二号に掲げるものを除く。)　中核市の長
五　当該指定に係る事業所が二以上の都道府県の区域に所在する指定相談支援事業者　主務大臣
３　前項の規定により届出をした指定相談支援事業者は、その届け出た事項に変更があったときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出をした主務大臣、都道府県知事、指定都市若しくは中核市の長又は市町村長(以下この款において「主務大臣等」という。)に届け出なければならない。
４　第二項の規定による届出をした指定相談支援事業者は、同項各号に掲げる区分の変更により、同項の規定により当該届出をした主務大臣等以外の主務大臣等に届出を行うときは、主務省令で定めるところにより、その旨を当該届出をした主務大臣等にも届け出なければならない。
５　主務大臣等は、前三項の規定による届出が適正になされるよう、相互に密接な連携を図るものとする。

児童福祉法第24条の38
第二十四条の三十八　指定障害児相談支援事業者は、第二十四条の三十第三項に規定する義務の履行が確保されるよう、内閣府令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。
②　指定障害児相談支援事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、内閣府令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。
一　次号及び第三号に掲げる指定障害児相談支援事業者以外の指定障害児相談支援事業者　都道府県知事
二　指定障害児相談支援事業者であつて、当該指定に係る障害児相談支援事業所が一の市町村の区域に所在するもの　市町村長
三　当該指定に係る障害児相談支援事業所が二以上の都道府県の区域に所在する指定障害児相談支援事業者　内閣総理大臣
③　前項の規定により届出をした指定障害児相談支援事業者は、その届け出た事項に変更があつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出をした内閣総理大臣、都道府県知事又は市町村長(以下この款において「内閣総理大臣等」という。)に届け出なければならない。
④　第二項の規定による届出をした指定障害児相談支援事業者は、同項各号に掲げる区分の変更により、同項の規定により当該届出をした内閣総理大臣等以外の内閣総理大臣等に届出を行うときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を当該届出をした内閣総理大臣等にも届け出なければならない。
⑤　内閣総理大臣等は、前三項の規定による届出が適正になされるよう、相互に密接な連携を図るものとする。